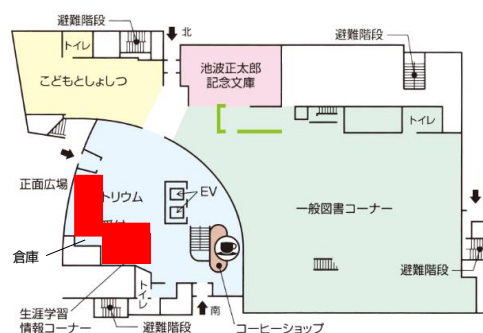


# 仕 様 書

1. 件 名 「親子学習ひろば」実施業務委託
2. 事業目的 親子を対象にしたワークショップ型学習事業（以下、「ワークショップ」という。）を開催し、多様な学習機会を提供する。また、日頃経験できない新たな体験や学びの機会を通じて、受講者間の交流を図ることで、継続的な生涯学習の循環につなげる。
3. 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
4. 実施場所 台東区生涯学習センター1階 交流スペース（台東区西浅草3-25-16）



※写真・平面図は、改修工事前のものである。（改修工事：令和8年11月中旬完了）

5. 実施回数 4回（月1回／令和8年12月～令和9年3月）  
※原則、第3日曜日の10時～12時とする。なお、事情により日時の変更が必要となった場合は、双方協議のうえ決定することとする。
6. 対象・定員
  - (1) 対 象 区内在住・在学（園）の子供とその保護者  
※幼児（3歳以上）から小学6年生を対象とし、必要に応じて双方協議のうえ、対象を限定できることとする。
  - (2) 定 員 各回15組30名程度  
※実施回毎に、双方協議のうえ定員の上限を決定することとする。
7. 業務内容
  - (1) ワークショップの企画・立案等
    - ア. ワークショップの企画・立案にあたっては、事業目的等を踏まえ、ものづくりや文化・芸術など幅広い学習内容のテーマを設定することとし、実施日の2か月前を目途に委託者に提案し、承認を得ること。
    - イ. ワークショップ実施回毎にチラシデザインを制作し、委託者が指定する期日までに、データで納品すること。なお、印刷・配布については、委託者が行う。
  - (2) ワークショップの実施等
    - ア. ワークショップの実施にあたり、十分な経験を有する講師・スタッフを適切に配置すること。なお、参加者の受付は委託者が行う。
    - イ. ワークショップ実施回毎に報告書を作成することとし、実施後1か月以内に委託者へ提出すること。

## 8. 特記事項

- (1) ワークショップで使用する資機材等は、受託者にて用意すること。なお、生涯学習センターが保有する備品（テーブル・椅子・プロジェクター・スクリーン等）については、無償で使用できることとする。
- (2) ワークショップで使用する資機材等の搬入・搬出及び実施準備については、委託者の指示に従うこと。
- (3) 大きな音を出す等、他の施設利用者に迷惑の掛かる企画は実施できない。

## 9. 支払条件

実施回毎とし、当該業務完了後、受託者からの請求により支払う。  
※天災等不測の事態により中止とした場合は、準備に要した経費を支払うこととする。

## 10. その他

- (1) 個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、受託者の故意または過失により、参加者、その他の第三者及び施設に損害を与えた場合は、直ちに区に報告するとともに、受託者の責任において、早急に補償または現状復旧することとし、区はその責任を負わないこととする。
- (3) 障害者差別解消法の遵守について  
本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (4) 道路交通法等の遵守について  
本契約の履行に当たって自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。
- (5) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
  - ③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (6) 本仕様書に疑義を生じたとき若しくは定めのない事項については、区と協議のうえ定めるものとする。

## 11. 所 管

台東区教育委員会 生涯学習課  
台東区西浅草 3-25-16 台東区生涯学習センター 5 階  
電 話：03-5246-5821  
FAX：03-5246-5814

## 個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

### (秘密保持義務)

第1条 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

### (安全管理措置)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、責任体制、業務従事者の管理体制及び実施体制を確立し、必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第3条 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず再委託する必要があるときは、あらかじめ再委託先の業者名及び再委託の内容を区に通知し、区の承諾を得なければならない。また、再委託先に対してもこの契約を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

### (目的外使用及び外部提供の禁止)

第4条 受託者は、個人情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第5条 受託者は、個人情報の全部又は一部を区の許可なく複写し、又は複製してはならない。区の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後、直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないように処分しなければならない。

### (授受及び保管)

第6条 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

### (返還等)

第7条 受託者は、契約を終了したとき又は区が請求したときは、その保有する個人情報について、直ちに区の指定した方法により、廃棄、返還又は消去しなければならない。

(定期の報告)

第8条 受託者は、個人情報を取り扱う業務の管理体制・実施体制・個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに区の指定する様式により区に報告を行うものとする。また、契約期間が複数年に渡る場合、少なくとも年1回以上、区に報告を行うものとする。

(立入検査及び調査)

第9条 区は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

2 受託者は、再委託先に対して、この契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。

(事故の報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故が生じたときには、直ちに区に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面でもって区に報告し、区の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第11条 この契約による業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を区に報告し、その処分について区と協議するものとする。

(損害賠償)

第12条 受託者が、前記各条項に違反し区に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。